



「飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金」

の申請受付を開始しました

1事業所当たり
30万円

申請・問い合わせ先 産業経済課商工観光係 (32) 3113

町では、1月11日に長野県から「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されたことに伴い、営業時間の短縮や会食の自粛などにより大きな影響を受けている町内の飲食業・宿泊業者を対象に、一律30万円の給付金を支給します。

■ 対象となる事業者

令和3年1月11日時点において、町内の店舗・宿泊施設で主たる事業として飲食店・宿泊業を営み、かつ、次に該当する事業者が対象です。

■ 対象となる要件

- 日本標準産業分類の大分類に記載する「宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「飲食店」または「宿泊業」に該当する事業者であること（※一部除外あり）
- 今後も事業を継続する意思があること
- 営業に必要な各種許認可等を取得していること
- 飲食店にあっては、店舗内で客に飲食を提供する業態であること。宿泊業にあっては、宿泊施設内で客に飲食を提供する業態を有すること
- 長野県の「新型コロナ対策推進宣言の店」として登録いただけること（未登録事業者の場合）

■ 支給方法

給付金は、申請者の口座へ振り込みます。
※複数店舗を営んでいる場合でも、給付金の対象となるのは1店舗のみです。

■ 申請方法

申請書様式および添付書類を郵送または持参により、申請期限までに産業経済課商工観光係へ提出してください。

申請書様式は、町ホームページ上からダウンロードするか、役場2階12番窓口でお渡しします。

■ 申請に必要な書類

令和2年度「事業者向けみよたん給付金」を受給された事業者

飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）	全ての申請者
営業に必要な各種許認可の写し	全ての申請者
店舗等名が入った飲食店・宿泊施設の外景および内景の写真または営業活動をしていることがわかる書類（町内にあるものに限る）	全ての申請者
「新型コロナ対策推進宣言の店」登録申込書	登録していない申請者
振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	「事業者向けみよたん給付金」と振込先が異なる申請者

令和2年度「事業者向けみよたん給付金」を受給されていない事業者

飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）	全ての申請者
営業に必要な各種許認可の写し	全ての申請者
直近の法人町民税の確定申告書の写し	法人事業者の場合
2019年確定申告書の写しまたは住民税申告書の写しおよび収支内訳書の写し	個人事業者の場合
本人確認資料（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等）	個人事業者の場合
店舗等名が入った飲食店・宿泊施設の外景および内景の写真または営業活動をしていることがわかる書類（町内にあるものに限る）	全ての申請者
「新型コロナ対策推進宣言の店」登録申込書	登録していない申請者
振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	「事業者向けみよたん給付金」と振込先が異なる申請者

【申請期限】**3月19日（金）消印有効**

4月から「エコールみよた」の使用料等を改定

～1時間単位の利用予約や料金体系の見直しへ～

エコールみよたの利便性を向上し、これからもより多くの方にご利用いただくために、予約時間や料金体系を見直しました。
今まで利用したことがない方も、ぜひエコールみよたに足をお運びください。
詳しくは町ホームページをご覧ください。教育委員会生涯学習係にお問い合わせください。



町ホームページ
二次元コード

問い合わせ先 教育委員会生涯学習係 (32) 2770

使用例1 午前10時～正午（2時間）に大会議室を利用したい場合

現在：午前枠3時間分（午前9時～正午）の使用料 町民1,050円、町民以外3,150円
4月以降：1時間×利用時間の使用料
町民330円×2時間＝660円、町民以外990円×2時間＝1,980円

使用例2 午後6時～10時に大会議室を利用したい場合

現在：夜間枠4時間分（午後6時～10時）の使用料 町民1,650円、町民以外4,950円
4月以降：1時間×利用時間の使用料
町民330円×4時間＝1,320円、町民以外990円×4時間＝3,960円
※ 夜間割増料金を廃止したため、昼間と同じ金額でご利用いただけます。

使用例3 土曜日午前9時～午後5時まであつもりホールを利用したい場合

現在：午前枠+午後枠の合計金額 町民5,500円、町民以外16,500円
4月以降：1時間×利用時間7時間－8%（※2）（100円未満切り捨て）
町民 750円×7時間－420円＝4,800円
町民以外 2,250円×7時間－1,260円＝14,400円
※ 午前と午後をまたぐ場合は、正午から午後1時までの1時間は利用時間に含めません。
※2 長時間利用の場合8%の減額となります。

【現在の料金表】あつもりホール・各会議室を午前枠（3時間）で利用した場合

利用形態	町内料金			町外料金			
	一般の利用	入場料を徴収する場合	営業目的の利用	一般の利用	入場料を徴収する場合	営業目的の利用	
あつもりホール	平日	1,950	5,850	13,650	5,850	7,800	15,600
	土日・祝日	2,350	7,050	16,450	7,050	9,400	18,800
会議室	大会議室	1,050	3,150	7,350	3,150	1,200	8,400
	中会議室	450	1,350	3,150	1,350	1,800	3,600
	小会議室	250	750	1,750	750	1,000	2,000

- 午前・午後・夜間の3枠での予約受付
- 使用時間に関わらず利用枠の料金
- 長時間利用の場合は、利用枠の合計金額で料金を算出
- 午前・午後・夜間に比べ夜間料金は割高

NEW 【4月以降の料金表】あつもりホール・各会議室を1時間で利用した場合

利用形態	町内料金			町外料金			
	一般の利用	入場料を徴収する場合	営業目的の利用	一般の利用	入場料を徴収する場合	営業目的の利用	
あつもりホール	平日	600	1,800	3,600	1,800	2,400	4,200
	土日・祝日	750	2,250	4,500	2,250	3,000	5,250
会議室	大会議室	330	990	1,980	990	1,320	2,310
	中会議室	150	450	900	450	600	1,050
	小会議室	80	240	480	240	320	560

- ※ 時間、その他各室ごとの料金表は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。
- ※ 電気代、冷暖房費等の使用料が別途かかります。

利用料金の改定とあわせて、利用制限の緩和を行います

今までご利用いただくことができなかった次のような利用内容でも、利用が可能になります。

- 展示会 ● 社会教育団体、地域の農産物等の販売
- 子育て支援や交流のためのフリーマーケットやバザー など

詳しくは教育委員会生涯学習係へお問い合わせください。